

## 5 分限処分、懲戒処分等

令和4年度(令和4年4月1日から令和5年3月31日)における、県内市町村及び一部事務組合等の分限処分、懲戒処分及び刑事処分者数の状況は、以下のとおりである。

### (1)分限処分

#### ① 団体別処分件数

区分	降任	免職	休職	降給	合計
市	2	2	2,988	0	2,992
町村	2	0	114	0	116
一部事務組合等	0	0	176	0	176
計	4	2	3,278	0	3,284

#### ② 処分事由別処分件数

区分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合(地公法第28条第1項第1号)	0	1	0	0	1
心身の故障の場合(地公法第28条第1項第2号第2項第1号)	1	1	3,277	0	3,279
職に必要な適格性を欠く場合(地公法第28条第1項第3号)	3	0	0	0	3
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合(地公法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合(地公法第28条第2項第2号)	0	0	1	0	1
条例で定める事由による場合(地公法第27条第2項)	0	0	0	0	0
計	4	2	3,278	0	3,284

区分	該当者数
地公法第28条第4項により失職した者	2

③ 休職状態にあるものの実数

区分	R4 年度に新たに休職処分を受けた、又は更新の処分を受けた者	R3 年度以前に休職処分を受け R4 年度も休職期間(通年又は一部)のあった者	合計
心身の故障の場合(地公法第 28 条第 2 項第 1 号)	1, 149	72	1, 221
刑事事件に関し起訴された場合(地公法第 28 条第 2 項第 2 号)	1	0	1
条例で定める事由による場合(地公法第 27 条第 2 項)	0	0	0
計	1, 150	72	1, 222

<留意事項>

- ・ 調査対象職員 一般職の職員
- ・ 条件付採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準じる措置が講じられた者は分限処分者に付された者とみなして調査している。
- ・ 令和 4 年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなして調査している。
- ・ 失職制度を広義の分限処分として、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者としてみなして調査している。

## (2) 懲戒処分

### ① 団体別処分件数

区分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
市	29	23	14	2	68	271
町村	8	5	1	0	14	18
一部事務組合等	3	1	4	1	9	21
計	40	29	19	3	91	310

### ② 処分事由別件数

区分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
法令に違反した場合 (地公法第 29 条第 1 項第 1 号)	8	13	12	1	34	63
職務上の義務に違反し 又は職務を怠った場合 (地公法第 29 条第 1 項第 2 号)	17	8	0	0	25	163
全体の奉仕者たるにふ さわしくない非行のあ った場合 (地公法第 29 条 第 1 項第 3 号)	15	8	7	2	32	84
計	40	29	19	3	91	310

### ③ 行為別件数

区分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
給与・任用に関する不正ア	0	0	1	0	1	0
一般服務違反等関係 イ	13	23	8	0	44	96
守秘義務違反	2	1	1	0	4	4
政治的行為違反	0	0	0	0	0	0
違法な職員組合活動	0	0	0	0	0	0
営利企業等従事制限違反	0	1	0	0	1	0
欠勤・遅刻・早退・勤務態度の不良等	2	1	0	0	3	1
公職選挙法違反	0	0	0	0	0	0
休暇の不正利用・虚偽申請	0	0	0	0	0	0
職場内秩序びん乱	0	1	0	0	1	1

区分	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告等
セクシュアル・ハラスメント	0	1	0	0	1	1
パワー・ハラスメント	1	6	4	0	11	4
教職員による児童生徒に対する非違行為	1	1	0	0	2	2
通常業務処理不適正	5	10	2	0	17	65
公金官物処理不適正	1	1	0	0	2	4
一般非行関係その他	1	0	1	0	2	14
公務外非行行為（傷害等 刑法違反、金銭・異性関係等 非行等） ウ	5	4	8	1	18	8
収賄等関係 エ	0	0	0	1	1	0
交通事故・交通法規違反 オ	4	1	2	1	8	73
本人の行為計（ア+イ+ウ+エ+ オ） カ	22	28	19	3	72	177
監督責任 キ	18	1	0	0	19	133
合計 カ+キ	40	29	19	3	91	310

<留意事項>

- ・ 調査対象職員 一般職の職員
- ・ 訓告等とは、訓告、文書注意など実質的に制裁を伴わない矯正措置をいうものであること。

### (3) 刑事処分

#### ① 団体別処分件数

区分	懲役	禁錮	罰金	科料	合計
市	0	1	8	0	9
町村	0	0	1	0	1
一部事務組合等	0	0	0	0	0
計	0	1	9	0	10

#### ② 処分事由別処分件数

区分	懲役	禁錮	罰金	科料	合計	
収賄による場合	0	0	0	0	0	
横領による場合	0	0	0	0	0	
傷害・暴行による場合	0	0	0	0	0	
公職選挙法違反による場合	0	0	0	0	0	
交通法規 違反	職務遂行中	0	0	1	0	1
	職務遂行中以外	0	1	5	0	6
	計	0	1	6	0	7
その他	0	0	3	0	3	
計	0	1	9	0	10	

#### <留意事項>

- ・調査対象職員 一般職の職員
- ・判決等が確定した者の計数を調査している。
- ・刑事処分が確定する前に懲戒免職処分等により職員としての身分を喪失した場合は調査の対象としていない。